

【承認日：令和2年3月12日】  
【直近の軽微変更：令和5年3月24日】

## 調査計画全文

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

#### 海外現地法人四半期調査

### 2 調査の目的

我が国企業の海外事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲（全国 その他）

#### (2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

海外に現地法人（①製造企業②従業者50人以上③本社企業の出資比率（直接及び間接）が50%以上）を有する我が国企業のうち、金融業、保険業及び不動産業を除く、資本金1億円以上、かつ従業者50人以上の企業

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

本社企業 約1,400企業

#### (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

海外事業活動基本調査名簿による。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

海外現地法人企業の

- ・売上高
- ・有形固定資産（土地を除く）の取得額
- ・従業者数

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであ

り、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及びその翌年1月から3月までの各四半期を調査対象期間とし、各四半期の最終月末日を基準期日とする。

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査     オンライン調査 (  政府統計共同利用システム    独自のシステム    電子メール )

調査員調査    その他 (                      )

[調査方法の概要]

経済産業省からの委託を受けた民間事業者が、報告者に調査票を郵送し、報告者は郵送又はオンライン(政府統計共同利用システム)により調査票を提出する。

なお、オンラインによる提出の際には、調査対象者ID及びパスワードを付与する等のセキュリティ対策を講ずる。

委託内容：調査票の配布・回収、督促、照会対応

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り    毎月    四半期    1年    2年    3年    5年    不定期    その他 (                      )

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査四半期の最終月の翌々月の中旬まで

8 集計事項

別添集計事項のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (  全部公表    一部非公表    全部非公表 )

(2) 公表の方法 (  e-Stat    インターネット (e-Stat以外)    印刷物    閲覧 )

(3) 公表の期日

提出期限の翌月下旬までに公表

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）

□使用しない

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類による。集計結果の表章については、同分類に準拠した業種分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長



海外現地法人四半期調査 集計事項

	表題
I-1	<p>総括表(ドル)</p> <p>・地域別売上高(計、うち自国内向け、うち日本国向け、うち日本以外の第三国向け)、有形固定資産(土地を除く)取得額、従業者数</p>
I-2	<p>内訳表(ドル)</p> <p>・業種別・地域別売上高(計、うち自国内向け、うち日本国向け、うち日本以外の第三国向け)、有形固定資産(土地を除く)取得額、従業者数</p>
II-1	<p>総括表(円)</p> <p>・地域別売上高(計、うち自国内向け、うち日本国向け、うち日本以外の第三国向け)、有形固定資産(土地を除く)取得額、従業者数</p>
II-2	<p>内訳表(円)</p> <p>・業種別売上高(計、うち自国内向け、うち日本国向け、うち日本以外の第三国向け)、有形固定資産(土地を除く)取得額、従業者数</p>
III	<p>接続係数表(ドル、円)</p> <p>・業種別・地域別売上高(計、うち自国内向け、うち日本国向け、うち日本以外の第三国向け)係数、従業者数係数</p>

## 海外現地法人四半期調査の必要性

令和2年2月  
企業統計室

### 1. 調査の目的・必要性等

#### (1) 目的

本調査は、我が国企業の海外事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的として、平成9年度から四半期毎に実施している。

#### (2) 必要性・背景

近年我が国企業のグローバル化が進展し、企業や人がより効率的な事業環境を求めて国及び市場を選ぶ時代になったことから、海外生産が拡大する一方、国内企業は輸入製品との競争が従来以上に強まり、いわゆる産業の空洞化が懸念された。

このような背景から、我が国企業の海外での生産動向、設備投資動向、取引の形態の変化等を可能な限り短いサイクルで定期的、定量的に把握することは、我が国企業のグローバル化の実態とその方向を見極め、我が国企業・産業の持続的かつ安定的な成長のための施策を講じる上で極めて重要である。

また、企業にとって魅力ある事業環境整備に努め、国際的には多国間協議における国際ルール策定など、企業活動のグローバル化を引き続き支援していくため、国内諸制度の見直し及び海外事業活動円滑化の施策を含めた産業政策及び通商政策を円滑かつ適切に進めていく上で、我が国企業の海外事業活動を的確に把握することは必要不可欠である。

上記観点から、引き続き本調査を行うことが必要である。